

公立大学法人沖縄県立看護大学理事長選考会議規程

制 定 日：令和6年5月27日

(趣旨)

**第1条** この規程は、公立大学法人沖縄県立看護大学定款(以下「定款」という。)第10条第3項に定める理事長選考会議(以下「選考会議」という。)の議事の手続その他選考会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第2条** 選考会議は、定款第10条第3項及び第4項に規定する者をもって構成する。

(委員の任期)

**第3条** 委員の任期は、経営審議会又は教育研究審議会の委員としての任期と同一とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、経営審議会若しくは教育研究審議会の委員でなくなつた場合又は理事長候補者の選考の対象となる者となった場合は、選考会議の委員の職を失うものとする。

4 委員は、再任されることができる。

(審議事項)

**第4条** 選考会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 理事長の選考及び解任等に関する規程の制定又は改廃に関する事項
- (2) 理事長の選考に関する事項
- (3) 理事長の任期に関する事項
- (4) 理事長の解任に関する事項
- (5) その他選考会議に関し必要な事項

(議長)

**第5条** 選考会議に議長を置き、委員の互選により定める。

2 議長は選考会議を主宰する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

**第6条** 議長は、次に掲げる場合に理事長選考会議を招集する。

- (1) 理事長の任期が満了するとき
- (2) 理事長が辞任を申し出たとき
- (3) 理事長が欠員となったとき
- (4) その他議長が必要と認めたとき

2 議長は、委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があつたときは、選考会議を招集しなければならない。

(議事)

**第7条** 選考会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ成立しない。

2 選考会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

**第8条** 選考会議における議事概要について、議事録を作成し保存する。

(事務)

**第9条** 選考会議の事務は、事務局総務課において処理する。

(補則)

**第10条** この規程に定めるもののほか、選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

#### 附 則

この規程は、令和6年5月27日から施行する。